

## 平成30年第4回定例会町長あいさつ

平成30年12月7日

御嵩町議会第4回定例会の開会にあたり、町政を巡る諸課題についての所見、報告を申し上げるとともに、今回の定例会に提案いたします案件について申し述べます。

日産自動車のカルロス・ゴーン前会長が、金融商品取引法違反の疑いで、東京地検特捜部に逮捕されたことは、世界中に大きな衝撃を与えました。経営危機にあった日産自動車を見事に立て直し、その経営手腕は大いに評価されました。一方、21,000人におよぶ人員削減、5工場の閉鎖、取引部品メーカーの淘汰など、地域社会、地域経済の崩壊への配慮は一切なく、大きな批判があった裏の一面もありました。

現在、東京地検特捜部の事情聴取中であり、真実は定かではありませんが、長きに渡る会社経営の中で、会社を私物化し、独裁体制を築いていたことや、監視体制も機能していなかったことが報道で取り沙汰されております。カリスマ経営者であっても報道にあるような未熟な組織運営を行っていたとするならば、それはあってはならないことであります。

本町の行政運営におきましては、役場組織としてのチェック体制や事務管理体制とコミュニケーションの更なる強化を図り、厳しくも風通しの良い行政を実現するため職員とともに日々努力しております。また、議会における監視体制は成熟しておりますので、大変心強く思っております。

今年も残すところ1ヶ月を切り、1年の振り返りや新たな年への抱負など思いを巡らせる時期となりました。平成31年は、平成最後の年となります。今上天皇の退位、皇太子殿下の即位とそれに伴う元号の改元が行われる歴史の節目を迎えます。そして2年後の2020年には「東京オリンピック・パラリンピック」が開催され、多くの外国人が日本へ訪れることが予想されます。岐阜県でも「ねんりんピック岐阜2020」、明智光秀を主人公とした大河ドラマ「麒麟がくる」の放映が決定されており、あわせて本町への日本人観光客の増加も期待できます。また、直近のニュースでは、2025年には大阪万博の開催が決定しました。万博は開催期間が長期であり、インバウンドの可能性も更に高まり、県内へも多くの方が訪れることが予想されます。本町としても交流人口の増加を図る絶好のチャンスと捉えております。そのためにも来年は情報発信、広域連携など、積極的に取り組んでまいりますので、よろしく願いいたします。

### 【亜炭鉱跡防災対策事業について】

南海トラフ巨大地震亜炭鉱跡防災対策事業では、三つの実証試験を行ってまいりました。そのうちの一つは、あゆみ館における流動化処理工法での地下充填です。流動化処理土で目的地の地下に確実に充填材を流し込めるかという実証試験でありましたが、検証ボーリングの結果、想定通り充填されていることが確認されました。安全で安定した材料で確実に充填

できるよう、現地プラントにおいて限られた原料で施工することとし、実施いたしましたので、本定例会において工事請負契約の一部変更をお願いするものです。

二つ目は、西田地内において道路を一体で充填することで、より経費を抑え効率的に充填ができないかという実証試験です。宅地部分だけを充填するよりも、道路と一体で充填した方が13%も経費を抑えることができるという結果が出ました。この結果を基に、道路も一体で充填させてもらえないか国に要望しているところであります。

三つ目は、空洞探査の実証試験です。電気探査、弾性波探査、レーダー探査と色々な探査を行いましたが、確実に空洞を発見する探査方法は見つかりませんでした。充填、空洞探査とも限られた予算を有効に使わせていただくことを目途に新たな調査、研究、発想をしてみたいと考えております。

今後は、第1期②地区から第4期地区までの充填工事を、この結果を踏まえて早急に進めてまいりますので、引き続きご理解ご協力をお願いいたします。

#### 【犯罪被害者等支援条例について】

我が国は、世界各国の中でも治安の良い国と言われて久しく、私たち日本人もそのように認識しており、誇らしく思っていました。「盗人にも三分の理」とは、「悪事を働いた者にもそれなりの理由がある」と「その気になれば理屈がつけられる」との二つの意味があるそうです。私たちの幼い頃には、前者の犯罪が多く報道されていたように記憶しています。しかしながら、最近の犯罪は後者の犯罪が多く、理解不能なものが多くあります。

近年、国民の生活が比較的豊かになり、生活様式の多様化や個人の権利が尊重される住みよい社会になりつつある反面、自己中心的な思考や思想、私利私欲のために、老若男女を問わず様々な犯罪等が後を絶たない現状にあります。これら犯罪に巻き込まれた被害者等の多くは、生命の尊厳を脅かされたばかりか、その家族等を含め、平穏に生活する権利さえ脅かされる副次的な被害に苦しめられることも少なくないと言われております。

国民の誰もが犯罪被害者等となり得る中、犯罪被害者等基本法が制定され、国・地方公共団体・国民のそれぞれの責務が規定されているところです。安全で安心して暮らせるまちづくりを推進するため、この法律の趣旨に基づき、本町における犯罪被害者等への支援に関し必要な事項を定める条例を上程いたしますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

#### 【中保育園について】

幼児期の保育サービスのより一層の充実を図るため、老朽化している中保育園について、本年8月、新設整備及び運営事業者を公募しましたところ、町内で幼稚園を運営している学校法人杉山第三学園の一事業者から応募がありました。

審査選考に当たりますには、保育所等設置運営事業者選定委員会を立ちあげ、応募動機をはじめとした各種審査項目をもとに、事業者からの提出書類を公正かつ慎重に委員の皆さまに審議していただいた結果、町が求める基準を満たし、事業者として適当と判断したため、当該学園を事業者として決定しました。

来年度から、施設整備に向け、事業者や保護者の方々と協議をしながら、子どもたちにとって、よりよい保育環境の整備に努めてまいります。

今回、新設保育園が開園するまでの間、現在の中保育園で指定管理者制度を導入し、民間法人の事業能力を活かした運営を、前倒しする形で進めるため、「指定管理者の指定について」、提案させていただいております。

また、平成 30 年一般会計補正予算において、指定期間に係る指定管理委託料の債務負担行為の補正を行いますので、併せてのご審議のほどよろしく申し上げます。

#### 【滞在型農業体験施設について】

本町への移住及び定住の促進を図るとともに、農業体験により新規就農者の確保を促進することを目的に、「御嵩町滞在型農業体験施設」を設置するため、本定例会に施設の設置及び管理に関する条例を上程させていただきました。

これまでの経緯としましては、平成 28 年度から地方創生加速化交付金事業として施設整備に向け構想を策定し、昨年度は辺地対策事業として津橋地内で必要な土地建物の購入や実施設計を行い、本年度は整備工事を実施しております。

この施設の運営手法は「指定管理方式」を採用したいと考えており、体験施設の効用を最大限に発揮する事業者を選定のうえ指定いたします。利用料金は条例で定める額を上限として町の承認を得た額を指定管理者の収入として、民間のノウハウを活用しながら農業及び里山生活等の体験・宿泊事業を行ってまいります。

次に、この施設の目指すものは大きく二つあります。

一つ目として、本町には、農業体験を実施するために必要なノウハウや、豊富な経験を持った農業者がおみえになります。これらの方々にご協力いただいて、施設を利用しながら農業体験を通じて、農産物の生産について関心や理解を深めていただくことです。

二つ目として、実際に本町に滞在し、宿泊しながら伝統的な風土や生活を体験して、地域の人々とふれあいながら移住定住に繋げていくことです。すでに津橋地区の方々には自治会に対して 2 回説明の機会を設け、理解や協力の依頼をさせていただいております。

また、農業体験だけでなく、本町の自然や歴史、文化に触れることができる、「御嵩町でしか体験できないもの」となるように、独自の体験メニューづくりができればと考えており、町民や地元地域の力をお借りし、この施設、事業をブラッシュアップしてまいります。

今後は、来年 2 月には適正な運営ができる指定管理者を選定し、平成 31 年第 1 回定例会には指定管理者の指定について議案の上程を予定しております。

この施設は、今までの本町にはない宿泊機能を持った施設であります。議員の皆さまを始め、様々な方からアイデアを伺いながら、町内外から多くの方が訪れるような賑わいのある施設にしたいと考えておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

#### 【下水道事業の法適化について】

国は、現下の人口減少等による料金収入の減少、施設・設備の老朽化に伴う更新投資の増大など厳しさを増す経営環境を踏まえ、地方公共団体が公営企業の経営基盤の強化や財政マ

ネジメントの向上等にさらに的確に取り組むために、公営企業会計の適用を推進しております。

そのため、本町においても下水道事業に、平成 31 年 4 月 1 日から地方公営企業会計を適用するための準備を平成 28 年度より進めてまいりました。

本定例会には、例規整備のため「御嵩町下水道事業の地方公営企業法全部適用に伴う関係条例の整備に関する条例」を上程しております。

今後は、民間企業と同様の精度の高い財務諸表を作成することにより下水道事業の経営状況、資産等を正確に把握し、経営管理の向上に努めてまいります。

#### 【平成 30 年度一般会計補正予算（第 6 号）について】

最後に、今回提出いたします平成 30 年度一般会計補正予算関連について、主な内容をご説明いたします。

まず歳入についてですが、電源立地地域対策交付金の交付決定による 223 万 8 千円、災害時要配慮者を意識した避難所運営備品購入にあてるための県補助金 48 万 6 千円、天皇陛下退位と新天皇即位に伴う改元や連休を考慮し、通例より 1 週早い統一地方選挙執行を見込んだ選挙費委託金 100 万円、本年度も北海道環境財団から森林整備へいただいた寄附金や J クレジットの販売代金など合わせて 60 万円を増額したほか、これまでの予算執行状況や事業費の確定に応じて、国・県支出金、町債などを増額又は減額しております。

歳出につきましては、本町の PR、情報発信の絶好の機会と捉え構成団体に加わった、大河ドラマ「麒麟がくる」推進協議会への負担金 60 万円、日々進化し続けるネットワーク社会に対応するため、次期総合行政ネットワークシステムの環境構築のための費用等、電算機器改修関連に合わせて 438 万 4 千円を増額計上しております。

また、今年の夏は、自然災害といっても過言でないような猛暑日が続き、国においても小中学校の空調設備の整備促進など、子どもたちの教育環境の整備充実に大きな補正予算を組まざるを得ない状況となったことはご承知のとおりであります。本町におきましても、エアコンが未整備となっている伏見小学校、御嵩小学校について、来夏に向けて早急に整備することとし、設計、施工監理、工事費合わせて 2 億 3,770 万円の追加予算を計上しております。

これら増額予算のほか、人事異動及び給与改定による人件費の補正、これまでの執行状況などに基づいた歳出予算の精査など、増減補正を行っており、これら事業を着実に進めるため、繰越明許費、債務負担行為及び地方債の補正を行い、補正予算額は、歳入歳出ともに、1 億 8,154 万 7 千円の追加となっております。

以上、町政をめぐる諸課題についての所見や報告についてご説明させていただくとともに、平成 30 年度一般会計補正予算の概要についてご説明申し上げます。

今回提案いたしますのは、一般会計補正予算案など予算関係 4 件、条例関係 9 件、その他の議決案件が 3 件、都合 16 件であります。後ほど担当から詳細についてご説明申し上げます。よろしくご審議のほどお願いいたします。